

一般社団法人越前市浄化槽維持管理協会施行規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人越前市浄化槽維持管理協会（以下「本協会」という。）の定款（以下「定款」という。）の施行その他本協会の事業の運営について必要な事項を定めるものとする。

(区域)

第2条 本協会が合併処理浄化槽（以下「浄化槽」という。）の維持管理を行う区域は、越前市内において、越前市公共下水道計画区域、越前市農業集落排水処理区域、越前市林業集落排水処理区域及び越前市戸別公共浄化槽処理区域（以下「下水道整備区域」という。）を除いた区域とする。ただし、会長が特に必要があると認めたときは、この限りではない。

(経費)

第3条 本協会の経費は、会費、維持管理受託料その他の収入をもって充てる。

第2章 会員及び役員等

(会員)

第4条 会員とは、定款第6条に定める正会員及び一般会員をいう。

(入会申込み)

第5条 入会を希望者は、別紙1の入会申込書に必要事項を記入し、本協会に提出するものとする。

(有効期間)

第6条 この規則に基づく会員の契約期間は、入会申込日の翌月1日から1年間とする。

2 期間満了日の2か月前までに、会員又は本協会から相手方に対し、書面による特段の意思表示がない場合は、更に契約期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(入会の不承認)

第7条 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、入会申込みを承認しないことができる。

- (1) 入会申込みの際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、記入漏れのあった場合
- (2) 過去に本協会から会員資格を取り消されたことがある場合
- (3) その他、本協会が会員契約を結ぶことを不相当と判断した場合

(脱会の届出)

第8条 本協会を脱会しようとする者は、別紙2の脱会届出書に必要事項を記入し、本協会に提出しなければならない。

(変更の届出)

第9条 会員は、その名称、住所、連絡先等、本協会への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに変更手続きを行うものとする。

2 会員が前項の変更届出を行わなかったことにより不利益を被った場合、本協会はその責任を一切負わないものとする。

(部会)

第10条 本協会に次の部会を置き、必要に応じ事業の推進を図る。

- (1) 製造部会 定款第6条第1号エの正会員で構成する部会
- (2) 施工部会 定款第6条第1号ウの正会員で構成する部会
- (3) 保守点検部会 定款第6条第1号アのうち保守点検を行う正会員で構成する部会
- (4) 清掃部会 定款第6条第1号アのうち清掃を行う正会員で構成する部会
- (5) 法定検査部会 定款第6条第1号イの正会員で構成する部会
- (6) 普及促進部会 定款第6条第2号の一般会員で構成する部会

(役員等の選任)

第11条 定款第23条の役員等の選任にあたっては、次により行うものとする。

- (1) 理事は、製造部会、保守点検部会、清掃部会及び法定検査部会からそれぞれ1名を、施工部会及び普及促進部会からそれぞれ2名を、並びに越前市の下水道事業を所管する理事の職にある者1名を選任する。
- (2) 監事は、製造部会及び施工部会を通じて1名を、普及促進部会から1名を、及び越前市の下水道事業を所管する課長の職にある者1名を選任する。
- (3) 会長及び副会長は、越前市職員から選出された理事以外の理事の互選により選定する。

(会費)

第12条 正会員の年会費は、次の表の均等割と事業割を合計した額とする。

部会	均等割	事業割
製造部会	3口	1基当たり2,000円
施工部会	前年実績が0基～2基 1口 前年実績が3基～5基 2口 前年実績が6基以上 3口	1基当たり2,000円
保守点検部会	3口	1基当たり100円
清掃部会	3口	1基当たり200円
法定検査部会	3口	1基当たり 7条検査 1,500円 11条検査 600円

2 前項において、均等割1口は、10,000円とする。

3 年会費の納入については、1月から12月までの施工等の実績に基づき、翌年3月までの本協会が指定した

期日までに支払うこととする。ただし、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(議決権の個数の算定)

第13条 定款第15条第3項の議決権の個数は、前条の均等割1口につき1個とする。

2 議決権は、会費が納入された日以後に開催される社員総会から行使することができる。

3 新たに正会員となった施工部会に所属する者で、前年実績が特定できない場合にあっては、会費を均等割1口とし、議決権を付与するものとする。

(社員総会の代理人)

第14条 定款第20条の議決権の行使を委任することができる代理人で規則で定める者とは、正会員である法人に所属する者とする。

第3章 委託契約の申込等

(委託契約の申込み)

第15条 浄化槽の維持管理を新たに委託しようとする者は、別紙3の浄化槽維持管理業務委託契約申込書を本協会に提出しなければならない。

(契約の申込みの承諾)

第16条 本協会は、第2条に規定する区域の浄化槽設置者から浄化槽維持管理業務委託契約（以下「委託契約」という。）の申込みがあったときは、受け付けた順に従ってこれを承諾する。

2 下水道整備区域で既に供用開始が告示された地域については、申込みを承諾しないものとする。

3 本協会は、委託契約の申込みをしようとする者が、維持管理業務委託料金（以下「委託料金」という。）の支払いを現に怠り、又は怠る恐れがあると認められるときは、その申込みを承諾しないことができる。

(既設浄化槽の契約条件)

第17条 既に使用に供されている浄化槽の委託契約の締結に当たっては、次に掲げる要件が満たされているものとする。

(1) 申込月の前4か月以内に保守点検を行っていること。

(2) 申込月の前6か月以内に清掃を実施していること。

(3) 申込後の機能確認検査において、浄化槽の修繕が必要でないこと。

(契約者の氏名等の変更の届出)

第18条 浄化槽維持管理業務委託の契約者（以下「契約者」という。）は、住所、氏名又は納付書の送付先に変更があったときは、速やかに本協会に届け出なければならない。

2 前項の変更の届出がなされるまでは、本協会に届け出ている住所、氏名又は納付書の送付先への送付をもって、その通知が行われたものとみなす。

(解約)

第19条 浄化槽の委託契約を解約しようとする者は、別紙4の解約申込書を本協会に提出しなければならない。

(契約の解除)

第20条 本協会は、契約者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する。

- (1) 委託料を6か月以上支払わないとき。
- (2) 委託契約の申込みに当たって、本協会所定の書面に反する記載が判明したとき。
- (3) 契約者の義務規定に違反したとき。
- (4) 下水道整備区域内の供用開始が告示された地域において、告示後1年が経過したとき。

第4章 委託業務

(委託業務の範囲)

第21条 本協会が契約者から委託を受ける浄化槽の維持管理業務（以下「委託業務」という。）の内容及び費用負担は、次のとおりとする。

- (1) 法定検査 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条及び同法第11条による水質検査。ただし、同法第7条の検査に要する費用は、契約者の負担とする。
- (2) 保守点検 浄化槽法第8条による保守点検
- (3) 薬剤補充 消毒槽における消毒剤等の補充
- (4) 清掃 浄化槽法第9条による清掃（公共下水道の供用開始の告示日から1年以内に下水道に接続した場合理に行う清掃を含む。）
- (5) 修繕 浄化槽本体、送風機及び排水ポンプの破損・故障による修繕及び取替えとし、対象範囲は別に定める。ただし、契約者の故意若しくは不注意又は天災地変並びにその他外的要因による破損・故障を除く。

(委託業務の開始)

第22条 委託業務は、浄化槽が第17条の契約条件を満たしていることを本協会が確認し、口座振替等の事務手続きが完了したときから開始する。

- 2 本協会は、委託業務を開始するときは、あらかじめ別紙5により契約者に開始する旨を通知するものとする。

(契約者の適正使用義務)

第23条 契約者は、浄化槽の性能が最大限発揮され良質な放流水が確保されるよう、適正な浄化槽の使用に努めなければならない。

- 2 契約者は、保守点検、水質検査、清掃等の業務を行う場合は、原則として立ち会わなければならない。
- 3 契約者は、送風機が常時稼働状態にあることを確認し、故障による停止等の異常を感知したときは、直ちに本協会に連絡しなければならない。

第5章 委託料金

(委託料金の支払義務)

第24条 本協会は、浄化槽維持管理業務に係る委託料を委託契約者から徴収する。

(委託料金)

第25条 浄化槽の1か月の委託料金は、下記の表により算定した額に消費税等相当額を加え、1円未満の端数を切り捨てた額とする。

人 槽	月額委託料金（消費税別）
5～6人槽	2, 857円
7～8人槽	3, 238円
9～10人槽	3, 619円
11～50人槽	10人を超えた人槽数に286円を乗じて得た額に3, 619円を加えた額

- 2 51人槽以上の浄化槽の委託料金は、別途協議して決定するものとする。
- 3 委託料金の納入については、口座振替の方法により、2か月分を隔月徴収するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。

(委託料金の納期及び口座振替日)

第26条 委託料金の納期及び口座振替日は、月末とする。ただし、当日が金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日とする。

(延滞利息)

第27条 契約者は、委託料金について納期を経過してもなお支払いがない場合は、支払期間の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5パーセントの割合で計算して得た額を延滞利息として、本協会が定める方法により支払わなければならない。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあったときは、この限りでない。

第6章 雑則

(規則の変更)

第28条 この規則は、社員総会の決議によって変更することができる。

- 2 第25条第1項の規定を変更する場合は、あらかじめ越前市と協議しなければならない。

(委任)

第29条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年11月26日から施行する。

(経過措置)

2 平成28年12月までに開催される社員総会における正会員の議決権の個数は、旧越前市浄化槽維持管理協会において平成27年度に納付された会費の均等割額に基づき、第13条第1項の規定を適用して算定した数とする。

附則

1 この規則は、令和元年5月28日から施行する。

2 第12条の改正後の規定は、令和元年度分の会費算定から適用する。

一般社団法人越前市浄化槽維持管理協会施行規則第21条第1項第5号に定める対象範囲は下記の修繕費支弁基準による。

項 目	修繕費支弁基準
浄化槽本体及び内部機材	浄化槽本体及び内部機材の修繕は、国の循環型社会形成推進交付金事業に定める標準工事費の20%以内を限度額とする。
送風機（ブロー）及び排水ポンプの修繕・取替	修繕費又は取替費の全額
マンホール蓋	マンホール蓋の修繕費・取替費については除外する
その他の部材	修繕費又は取替費全額

<以降、別紙等について省略>